

第2章

信書便制度の概要

1 信書便法の目的

信書便法の目的は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」こととされています（法第1条）。

これは、従来、国家独占とされてきた信書の送

達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供（ユニバーサルサービスの提供）を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。

2 信書便事業の類型

信書便事業には、「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の二つの類型があります。

(1) 一般信書便事業（全国全面参入型）

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むもの」です。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm以下、30cm以下及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則3日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりません。他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業の取扱う長さ、幅

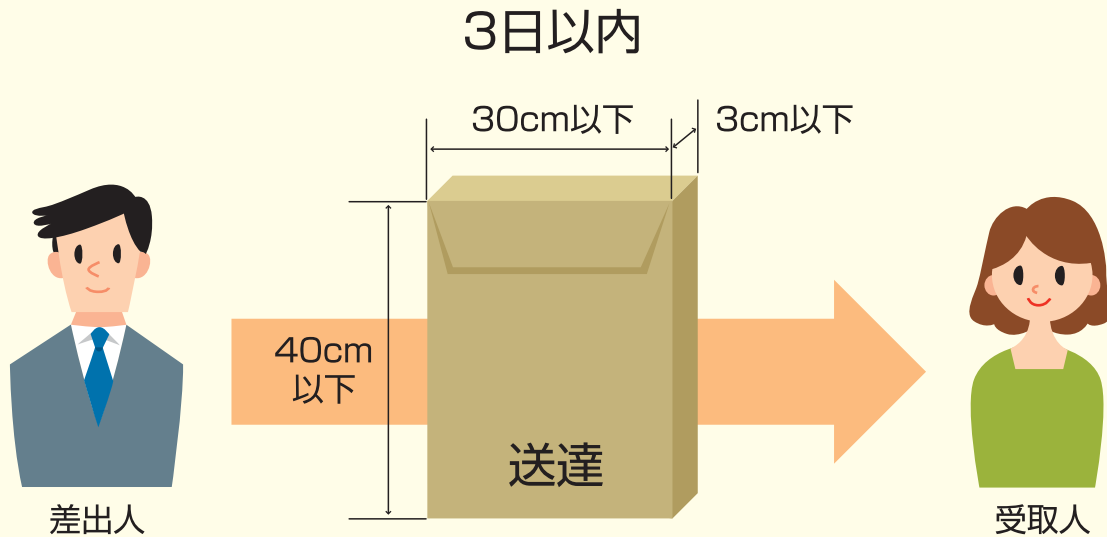
及び厚さの合計が90cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでもかまいません。

一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

◎一般信書便役務（必須）

長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書を国内において差し出された日から、原則3日以内に送達する役務



◎その他の信書便役務（任意）

例：長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達

(2) 特定信書便事業（特定サービス型）

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応じて提供する事業です。

- ①長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）。
- ②信書便物が差し出されたときから3時間以

内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）。

- ③料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(注)を超えるもの（3号役務）。

(注) 国内における信書便の役務 1,000円
国際信書便の役務 地帯別・重量別に制定

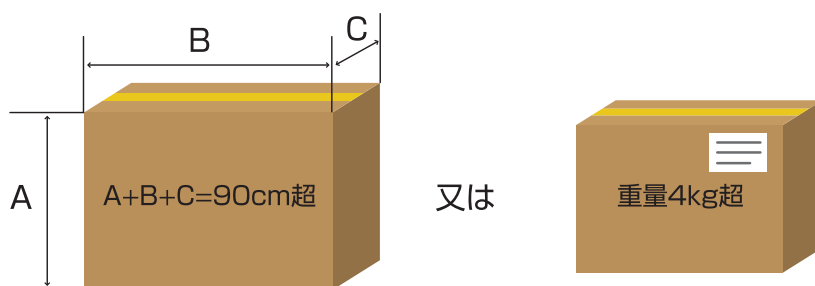
これらの役務の範囲であれば、役務の種類は自由に組み合わせることができます。例えば、1号役務のうち90cmを超える信書のみを提供すること

や1号役務から3号役務のすべてを提供することもできます。

特定信書便事業

以下の3つの特定信書便役務のうちいずれかのみに該当する「特定サービス型」の事業

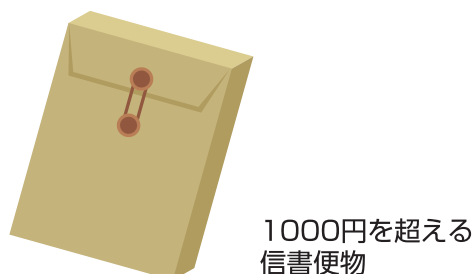
- ①長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）



- ②信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）



- ③料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（国内における役務は1,000円）を超えるもの（3号役務）



3 信書便事業の参入条件

(1) 一般信書便事業

一般信書便事業は、自由な営業を認めた場合、採算性の高い地域や需要者層に特化した役務提供（いわゆるクリームスキミング（いいとこ取り））が行われるおそれがあります。また、他人の信書を送達する事業であることから、通信の秘密を確実に保護することが要請されます。このため、一般信書便事業への参入については総務大臣の許可等が必要とされています。

①事業の許可

一般信書便事業を営もうとする者は、信書の引受や配達の方法などを明記した事業計画を作成し、事業収支見積りなどの添付書類と合わせて総務大臣に許可申請をする必要があります。総務大臣（総務省信書便事業課）は信書便法等に定める審査基準に従って審査します。

許可の基準は次に掲げるとおりです。

- i) その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- ii) その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ 総務省令で定める基準（注1）に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準（注2）に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準（注3）に適合する信書便物の配達の方法

（注1） 信書便差出箱の基準

（信書便法施行規則第8条）

- ①構造が容易に壊れにくく、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- ②信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
- ③外観が他の信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便ポストと紛らわしいものでないこと。
- ④信書便差出箱の見やすい所にその信書便差出箱を設置した信書便事業者の氏名等・標章、利用することができる日時、収集時刻の表示をしたものであること。

（注2） 信書便物の引受けの方法の基準

（信書便法施行規則第9条）

市町村等ごとに以下に掲げる区分に応じて計算した数以上の信書便差出箱を市町村等内に満遍なく設置すること。

市町村等区分	差出箱数
政令指定都市及び東京都の特別区	人口 × 0.0005
人口が10万人以上の市	人口 × 0.0006
人口が2万5千人以上10万人未満の市町村	人口 × 0.0008
人口が2万5千人未満の市町村	人口 × 0.0012
過疎地の市町村	人口 × 0.0019

（人口は公表された最近の国勢調査の結果によることとされています。）

（注3） 信書便物の配達の方法の基準

（信書便法施行規則第10条）

祝日法による休日や年末年始の休日等を除き、一日一回以上は配達すること。

- iii) i)、ii) の他その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- iv) その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

②料金の届出

一般信書便役務の料金について自由な設定を認めた場合、一般信書便事業者が採算性の低い地域又は小口の利用者について実質的に利用を排除するような高額な料金を設定し、事実上サービスを提供しないおそれがあります。

このような利用禁止的な料金の設定は、日本郵政公社によるユニバーサルサービスの提供に支障を与えるおそれがあることから、このような事態が生じないように、一般信書便役務に関する料金は、事前届出制とされ、次に掲げる i) から iv) までの要件に適合するものでなければならないこととされています。

- i) 配達地により異なる額が定められていないこと（全国均一料金）。
- ii) 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、重量 25g 以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額（注）を超えないものであること。
- iii) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- iv) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（注）80円

なお、届け出た料金、認可を受けた契約約款等は営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされています。

③信書便約款の認可

信書便の役務を利用する際に仮に提供条件について、信書便事業者の判断により信書便事業者により有利な形で設定又は変更されることとなれば、信書の秘密の保護が確保されず、また特定の者に対して不当な差別的取扱いが行われるおそれがあります。

このため、一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

認可の基準は次に掲げるとおりです。

- i) 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- ii) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

また、脱法的営業行為を防止するため、約款外の提供条件による役務の提供の禁止、変更命令といった規律を課しています。

④信書便管理規程の認可

一般信書便事業者は、他人の信書の送達を行う事業であることから、その取扱中に係る信書便物の秘密の保護を図る必要があります。

このため、一般信書便事業者は、「信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない」こととされています。

認可の基準は次に掲げるとおりです。

- 信書便管理規程が信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。

⑤業務委託、信書便事業者間の協定等の認可
信書便事業の効率的運営を可能とするため、「特別の事情がある」場合には、「信書便の業務の一部を委託」または「他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書送達の事業に関する協定又は契約を締結」することが総務大臣の認可により認められています。

ただし、信書便事業は、憲法に保障される信書の秘密の保護その他利用者の保護の観点から一定の規律が守られる必要があり、業務委託を可能とするに当たっては、業務委託を受ける受託者についても同様の措置が採られることを確保するために「受託者が当該業務を行うのに適している者であること」が認可の条件とされています。

また、一般信書便事業者が「一般信書便役務を提供するための協定又は契約」を締結することは、認められないこととされています。

(2) 特定信書便事業

特定信書便事業についても、信書の秘密の保護が要請されることから、特定信書便事業への参入については、総務大臣の許可等が必要とされています。

①事業の許可

許可の基準は次に掲げるとおりです。

- i) その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- ii) i) の他その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- iii) その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

②信書便約款の認可

信書便の役務を利用する際に仮に提供条件について、信書便事業者の判断により信書便事業者に有利な形で設定又は変更されることとなれば、信書の秘密の保護が確保

されず、また特定の者に対して不当な差別的取扱いが行われるおそれがあります。

このため、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

認可の基準は次に掲げるとおりです。

- i) 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の取受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- ii) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

また、脱法的営業行為を防止するため、約款外の提供条件による役務の提供の禁止、変更命令といった規律が課されています。

③信書便管理規程の認可

特定信書便事業者は、他人の信書の送達を行う事業であることから、その取扱中に係る信書便物の秘密の保護を図る必要があります。

このため、特定信書便事業者は、「信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない」こととされています。

認可の基準は次に掲げるとおりです。

- 信書便管理規程が信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。

④業務委託、信書便事業者間の協定等の認可

信書便事業の効率的運営を可能とするため、「特別の事情がある」場合には、「信書便の業務の一部を委託」または「他の一般

信書便事業者又は特定信書便事業者と信書送達の事業に関する協定又は契約を締結することが総務大臣の認可により認められています。

ただし、信書便事業は、憲法に保障される信書の秘密の保護その他利用者の保護の

観点から一定の規律が守られる必要があり、業務委託を可能とするに当たっては、業務委託を受ける受託者についても同様の措置が採られることを確保するために「受託者が当該業務を行うのに適している者であること」が認可の条件とされています。

4 参入した信書便事業者が遵守しなければならない事項

(1) 検閲の禁止・秘密の保護

憲法第21条は、表現の自由を保障しており、その一環として同条第2項においては検閲の禁止と通信の秘密の侵害の禁止を定めています。信書便法では、この憲法の規定を踏まえて、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲の禁止が定められ、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密の侵害の禁止が定められています。

また、信書便の業務に従事する者は、その業務上、他人の秘密を容易に知り得る立場にあることから、特に「信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする」こととされています。

(2) 信書便物であることの表示

信書便の業務の取扱中においては、憲法上、秘密の保護等に配慮した適正な取扱いが要請されていることから、対象たる信書便物であることを明確に識別可能とし、また、信書便物を取り扱った信書便事業者の責任を明確なものとするため、信書便事業者に対し、信書便物の表面の見やすい所にその事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示する義務を課しています。

(3) 還付できない信書便物の措置

信書の秘密の保護を図りつつ、信書による通信の成立を促し、又は成立していない旨の差出人への通知を可能とする観点から、「受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができ」、また、「当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない」こととされています。

(4) 事業計画の変更の認可

事業計画は、信書便事業を営む基礎となるものであることから、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。ただし、改めて審査をする必要のない軽微な事項の変更については、変更後、遅滞なく届け出れば足りることとされています。

なお、変更の認可の基準は、許可の基準と同じです。

◎軽微な事項の例

【一般信書便事業】

○信書便差出箱について、信書便法施行規則第9条の設置基準を下回らない範囲での設置数の変更

○配達業務を行わない日について、信書

便法施行規則第10条の基準の範囲内での業務を行わない日の変更

など

【特定信書便事業】

○特定信書便役務の種類の変更及びこれに伴う記載事項の変更

○2号役務（3時間以内サービス）に係る提供区域・区間の変更のうち提供区域・区間が減少するもの

など

(5) 信書便約款の変更の認可

信書便約款は、信書の秘密の保護をはじめとする信書の送達役務に本質的な提供条件について定めることとされており、これを変更

する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

(6) 信書便管理規程の変更の認可

信書便管理規程は、信書便物の秘密を保護するため信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定めることとされており、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

5 国の監督

(1) 事業改善命令、事業許可の取消し等

信書便法には、信書便事業者の事業の適正な運営を確保する観点から、事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消し等の監督規定が設けられています。

まず、事業計画の遵守命令については、信書便事業者が許可を受けた事業計画を遵守せずに業務を行っているとして認められる場合には、許可を受けた事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができるとされています。

次に、事業改善の命令については、信書便事業者の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項を命ずることができるとされています。

- ①事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- ②一般信書便役務に関する料金が法第16条第2項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。

- ③その他事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

最後に、許可の取消し等については、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第6条の許可を取り消すことができるとされています。

- ①この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- ②法第8条第1号又は第3号に規定する欠格事由に該当するに至ったとき。

(2) 報告・立入検査

信書便法では、総務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、信書便事業者に対し、その事業に関し報告を求めると、または、その職員に、信書便事業者の事務所等に立ち入り、物件等を検査させることができるとされています。